

○鳥羽志勢広域連合職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則

（平成26年3月28日）
（規則第3号）

鳥羽志勢広域連合職員の時間外勤務手当の支給割合については、志摩市職員の時間外勤務手当の支給割合に関する規則（平成22年志摩市規則第42号）の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。